

令和5年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年3月28日（火）

午後1時30分開会

開催日時	令和5年3月28日	開会 閉会	1時30分 3時15分	
場 所	第二庁舎8階 801会議室			
出席委員	教 育 長 教育長職務 代理者	大熊 雅士 浅野 智彦	委 員 委 員 委 員	小山田佳代 佐島 規 穂坂 英明
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 生涯学習部長 庶務課長 学務課長 指導室長 統括指導主事 指導主事 指導主事	大津 雅利 梅原啓太郎 鈴木 功 本木 直明 加藤 治紀 丸山 智史 西尾 崇 向井隆一郎	生涯学習課長 スポーツ振興担当課長 図書館長 公民館長 庶務課庶務係長	関 次郎 中島 憲彦 内田 雄介 鈴木 遵矢 小平 文洋
調 製				
傍聴者 人 数	1名			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 7 号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
第 3	議案第 8 号	小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程
第 4	議案第 9 号	小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
第 5	議案第 10 号	小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
第 6	議案第 11 号	小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程
第 7	議案第 12 号	小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程
第 8	議案第 13 号	学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程
第 9	議案第 14 号	小金井市公立学校職員処務規程の一部を改正する規程
第 10	議案第 15 号	小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
第 11	議案第 16 号	小金井市学校運営協議会委員の解嘱について
第 12	議案第 17 号	小金井市学校運営協議会の設置について
第 13	議案第 18 号	小金井市学校運営協議会委員の委嘱について
第 14	議案第 19 号	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
第 15	議案第 20 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第 16	議案第 21 号	小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
第 17	議案第 22 号	第 2 次小金井市スポーツ推進計画について
第 18	議案第 23 号	小金井市公民館運営審議会委員の解嘱について
第 19	報 告 事 項	1 令和 4 年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について

		2 令和4年度働き方改革のまとめ及び令和5年度働き方改革の計画について
		3 小金井市緑センターサウンディング型市場調査の結果について
		4 その他
		5 今後の日程
		6 令和5年度小金井市立校長・副校長の人事異動について
第20	代処第7号	職員の人事上の措置に関する代理処理について
第21	代処第8号	職員の併任に関する代理処理について
第22	議案第24号	職員の人事異動について

大熊教育長 ただいまから令和5年第3回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程の第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、佐島委員と穂坂委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程の第2、議案第7号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、小金井市学校運営協議会に関する規則に基づく学校運営協議会の設置及び公立学校運営連絡会の廃止等に伴い、関係規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長 では、細部について御説明する。

児童・生徒の保護者及び地域住民との連携、協力を推進するための組織として設置されていた学校運営連絡会が、令和5年4月、この役割をより包括的かつ実効的に組織する学校運営協議会の全小・中学校設置に伴い、廃止されるため、関係規定を整備するものである。

議案第7号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

別表、学校教育部指導室指導係の所掌事務中第10号、「公立学校運営連絡会」を「学校運営協議会」に変更し、生涯学習部生涯学習課生涯学習係の所掌事務中第4号、「社会教育指導者の育成及び研修」を削り、「地域と学校の連携・協働」を加えた。

また、同所掌事務中第6号は、業務の実態を勘案し、規定を整備したものである。

説明については以上となる。よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問等はあるか。  
ここは小山田委員、一言どうか。これで全ての学校がコミュニティ・スクールになるということである。

小山田委員 とてもよかったというか、これからまた、新しい地域と学校との連携ということで、全小・中学校で取組が始まるということで、今後に期待したいと思う。

大熊教育長 全国的に言うと、コミュニティ・スクールが設置されている区市町村は、まだ50%ぐらいである。

小山田委員 パーセンテージは50%にまだ満たないぐらいである。

大熊教育長 学校数についてはどうか。

小山田委員 学校数も、そうである。

大熊教育長 学校数としてそのぐらいのところなので、小金井市は全校実施ということができたので、地域のニーズも捉えて、よりよい学校にしていきたいと思う。

その第一歩がしるされたと思うので、そのことを頭に入れておいていただき、御支援をいただきたい。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第7号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することに御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第3、議案第8号、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程を議題とする。

提案理由について説明をお願いする。

大津学校  
教育部長  
提案理由について御説明する。  
本件については、業務の実態を勘案し、関係規定を整理する必要があるため、本案を提出するものである。  
細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長  
では、細部について御説明する。  
議案第8号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。  
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、第9条、生涯学習課長の専決事案中第3号、「生涯学習指導者の育成及び研修に関すること」を、「地域と学校の連携・協働に関すること」に改めた。  
また、第8号は、業務の実態を勘案し、規定を整備した。  
説明については以上となる。御審議の上、御承認賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長  
これも大きな流れの一つだと思うので、よろしいか。  
以上で質疑を終了する。  
それでは、お諮りする。議案第8号、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程は、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長  
御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。  
次に、日程の第4、議案第9号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を議題とする。  
提案理由について説明をお願いします。

大津学校  
教育部長  
提案理由について御説明する。  
本件については、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提供するものである。  
細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、

御議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長

細部について御説明する。

議案第9号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

第7条及び第10条は、個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日付けで改正されることに伴い、市の規程を整備する必要が生じたため、「電子計算組織」を「情報システム」に変更するものである。

また、第9条中、「を調製し」の文言を削り、第14条の委任者を、「小金井市教育委員会」から「教育長」に改めた。

説明については以上となる。御審議の上、御承認賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長

これは上位の条例が変わったことにより変わるもので、よろしいか。それでは、質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第9号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を原案どおり可決することに御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第5、議案第10号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程、日程の第6、議案第11号、小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程、日程の第7、議案第12号、小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程、日程の第8、議案第13号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程、日程の第9、議案第14号、小金井市公立学校職員処務規程の一部を改正する規程の以上5件を議題とするところだが、円滑な議事進行を図るため一括議題としたいと思うが、これに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 異議なしと認める。日程の第5から日程の第9の以上5件については、一括議題とすることに決定した。  
それでは、提案理由の説明を願う。

大津学校  
教育部長 提案理由について御説明する。  
いずれの案件も、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。  
細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長 では、細部について御説明する。  
議案第10号から議案第14号については、令和5年4月1日から、定年の段階的引上げ等を趣旨とした地方公務員法が改正されることに伴い、現在の再任用制度を廃止し、定年前提再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度が開始されるため、関係規定を整備するものである。

議案第10号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程について、御説明する。

議案第10号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

第1条、地方公務員法の規定条項を、「第28条の5第1項」から「第22条の4第1項」に変更した。

続いて、議案第11号、小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についてを御説明する。

議案第11号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

同じく第1条、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に変更した。

続いて、議案第12号、小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程についてを御説明する。

議案第12号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

同じく第2条、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に変更し、第5条に、時差勤務に関する文言を追加した。

加藤指導室長 続いて、議案第13号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程につ



いてを御説明する。

議案第13号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

第1条、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に変更した。

鈴木庶務課長 続いて、議案第14号、小金井市公立学校職員処務規程の一部を改正する規程についてを御説明する。

議案第14号資料、新旧対照表を御覧いただきたい。

同じく第1条、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に変更した。

また、別表中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に変更している。

説明については以上となる。よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。

これも、地方公務員法の改定による細部の改定と捉えているので、これはやらなければならないことであるので、よろしいだろうか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については1件ずつお諮りすることとする。

それでは、お諮りする。議案第10号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程について、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第11号、小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第12号、小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程について、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第13号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程については、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第14号、小金井市公立学校職員処務規程の一部を改正する規程について、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第10、議案第15号、小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、令和5年3月31日付けをもって学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

本木学務課長 細部について御説明申し上げます。

学校医は、学校保健法第23条に基づき、小金井市教育委員会では、2年間の任期として委嘱している。

現在の任期は令和5年3月31日までとなっており、令和5年度、6年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱をするものである。

今回の改選する方を中心に、診療科ごとに御説明させていただく。まず、内科医である。

南小学校の現任校医、羽木裕雄医師に替わり、岡本智子医師を委嘱する。

その他、現任校医13名を引き続き委嘱する。

次に、眼科医である。

小金井第四小学校の現任校医、倉田浩二医師に替わり、安田佳守医師を、また、小金井第二中学校の現任校医、同じく倉田浩二医師に替わり、三田覚医師を委嘱する。

安田医師は、本町小学校と小金井第一中学校の兼任、また、三田医師は、東小学校と東中学校の兼任となる。

その他、現任校医3名を引き続き委嘱する。

次に、耳鼻咽喉科医だが、変更はなかったため、現任校医4名を引き続き委嘱する。

次に、整形外科医である。

小金井第一小学校の現任校医、田中功一医師に替わり、三島市郎医師を、また、小金井第二小学校現任校医、同じく田中功一医師に替わり、神保眞理子医師を委嘱する。

田中医師は、東小学校、南小学校、小金井第二中学校及び東中学校については、引き続き兼任で委嘱する。三島医師は、小金井第四小学校、前原小学校及び南中学校の兼任、また、神保医師は、本町小学校と小金井第一中学校の兼任となる。

その他、現任校医1名を引き続き委嘱する。

次に、歯科医であるが、変更はなかったため、現任校医14名を引き続き委嘱する。

次に、薬剤師である。

東小学校の現任薬剤師、崎川康子薬剤師に替わり、森田亜矢子薬剤師を委嘱する。

崎川薬剤師は、小金井第二中学校については引き続き委嘱する。

森田薬剤師は、緑小学校との兼任となる。

さらに、前原小学校の現任薬剤師、村藤康裕薬剤師に替わり、富子浩子薬剤師を、また、本町小学校の現任薬剤師、同じく村藤康裕薬剤師に替わり、辻依子薬剤師を委嘱する。

富子薬剤師は南中学校との兼任、辻薬剤師は小金井第四小学校との兼任となる。

その他、現任薬剤師3名を引き続き委嘱する。

最後に、精神科医だが、引き続き、松浦理英子医師を委嘱し、全小・中学校を担当いただく。

説明は以上である。御審議の上、御議決賜るよう、よろしくお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問、御意見はあるか。

穂坂委員 医師会のほうからお伝えする。

眼科の倉田先生は御高齢で、御自身がもう無理であろうということでの退職というか終了で、整形外科医に関しては、令和4年度中に医師会の退会と共に、学校医を辞退された先生がいた。任期途中だったこともあり、田中先生が引き継いでいたが、新たな任期が始まることから、変更となった。

内科の先生に関しては、御本人が辞めたいという御意思だったので変更になった。

大熊教育長 ありがとう。医師会員の先生方には、本当に子供たちがお世話になっている。今後もよろしくお願いする。

以上で質疑を終了したいと思うが、よろしいか。

それでは、お諮りする。議案第15号、小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第11、議案第16号、小金井市学校運営協議会委

員の解嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校  
教育部長

提案理由について御説明する。

本件については、小金井第一中学校において、学校運営協議会委員の解嘱手続を行う必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

加藤指導室長

細部について、御説明をさせていただく。

学校運営協議会委員については、小金井市学校運営協議会に関する規則第9条により、2年間の任期の委嘱となっているが、別紙、学校運営協議会解嘱者一覧のとおり、令和5年3月8日付けで小金井第一中学校の委員1名より、一身上の都合により辞任する旨の辞任届が提出されたので、議案を提出するものである。

大熊教育長

新保さんは、僕が指導主事時代に主任児童委員でいらっしゃって、そのときに、子どもを見守る家を一緒につくった方である。

その方がお辞めになるというので、寂しい気持ちもするが、本人の申出ということなので、了解をしたいと思う。先程述べたことをやられた方であるということだけは報告させていただきたい。

以上で、質疑を終了させてよろしいか。

それでは、お諮りする。議案第16号、小金井市学校運営協議会委員の解嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第12、議案第17号、小金井市学校運営協議会の設置についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校  
教育部長

提案理由について御説明する。

本件については、小金井市学校運営協議会に関する規則第3条の

規定により、小金井市立小金井第二小学校、小金井市立本町小学校、小金井市立小金井第二中学校、小金井市立東中学校及び小金井市立緑中学校に学校運営協議会を設置するため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

加藤指導室長       では、細部について御説明する。

コミュニティ・スクール指定の要件である学校運営協議会の設置については、令和2年度に小金井市立緑小学校において初めて行い、その実践を参考にしつつ、令和3年度に3校、今年度、5校に設置をしてきた。

市立小・中学校9校での実践について、校長会において情報共有するなどして、現在、未設置の学校においても、設置を視野に体制づくりを進めてきたところ、市立小・中学校5校において、設置体制を整えることが可能となったことを確認した。

以上のことから、小金井市学校運営協議会に関する規則第3条の規定により、小金井第二小学校、本町小学校、小金井第二中学校、東中学校、緑中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに指定したいと存ずる。

大熊教育長       事務局の説明が終わった。何か質問、御意見はないか。

浅野教育長  
職務代理者       現在、長期計画審議会に出席しているが、そこで先日の会合で、コミュニティ・スクールの話題が出て、学校の外側から見たときに、コミュニティ・スクールができることでどこがどう変わるのか、ちょっと分かりにくいところがあるという感想が出されていた。

なので、学校の外から見ても分かりやすい運営を今後、取り組んでいただければと思うので、よろしく願います。

加藤指導室長       御意見ありがとうございます。やはりこういった分かりづらさに関する声というのは、時折聞かれるものだ和我々自体も認識している。

まずは、コミュニティ・スクールについて、学校運営協議会の委員自体が理解を深めていくということが第一歩になるかと思うが、同時に、発信に努めていくというのも大事になるかと思っています。

る。

そういったところで、各学校から取組とか考え方等を発信していただけるように、教育委員会としてもバックアップをしてまいりたいと思っている。

浅野教育長  
職務代理者

よろしく願います。

小山田委員

今の浅野委員と指導室長のお話を受けて、やはり学校運営協議会に変わったばかりだと、本当に委員の方たちも、何が変わるのかというのがお分かりでない。

実際、どういうふうになるのか、変わって何ができるのかということは、いろいろな先行事例等もあるし、委員の方たちの研修会というのにも必要になってくると思う。形骸化せず、実のある学校運営協議会、コミュニティ・スクールを実現するために、研修会、情報交換会というのでもぜひ実践していただきたいと思っている。

保護者の方もまだ分からないということ、私もよく耳にするので、先ほどおっしゃっていたが、保護者の方たちに向けても、コミュニティ・スクールとはどういうものなのかという情報発信を併せてお願いできたらと思う。よろしく願います。

加藤指導室長

まずは、新規5校については、委員の皆さんも、委員になったとはいえ、どのようなことをどういうふうに進めていけばいいかというところで、なかなか当初、つかめない部分もあるかと思う。

新規の学校の第1回学校運営協議会の会議の際には、指導室の職員が参加をして、お伝えできる部分はお伝えしていくといったことは今年度もやってきたので、次年度も引き続き、新規の学校には、指導主事または私も含めて、足を運んで、委員から質問等があれば、分かる範囲でお伝えしていくといったことは進めてまいりたいと思っている。

それから、ここでお認めいただければ、市立全14校がコミュニティ・スクール、学校運営協議会の設置校となるので、次年度は、まずは各学校1名と考えているが、代表の委員の方に集まっていたいて、研修と情報交換のようなことができる会を開催しようということ、今、計画しているところである。

委員の御意見も踏まえて、そういったところを充実させてまいりたいと思う。

小山田委員 　　ぜひよろしく願います。

大熊教育長 　　昨年度、東京学芸大学で開催された学会で、シンポジウムを行った。そのシンポジウムはとても分かりやすく、これからの方向性もある程度、明らかになったということであったので、そういうことも含めて、多くの市民の人たちにコミュニティ・スクールのよさを広めていくということは、積極的にしていくべきだと思うので、また計画を立てていきたいと思う。

そのときには、東京学芸大学のお力をお借りするというのも、一つ必要と思うので、その点の検討をよろしく願います。

よろしいか。以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第17号、小金井市学校運営協議会の設置については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 　　御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第13、議案第18号、小金井市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校 　　提案理由について御説明する。

教育部長 　　本件については、小金井第二小学校、本町小学校、小金井第二中学校、東中学校及び緑中学校に新たに学校運営協議会を設置すること並びに小金井第一小学校、前原小学校及び南中学校の学校運営協議会委員の任期満了及び東小学校の委員の追加に伴い、学校運営協議会委員の委嘱手続を行う必要が生じたことから、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。



加藤指導室長       では、細部について御説明をさせていただきます。

先ほど、小金井第二小学校、本町小学校、小金井第二中学校、東中学校、緑中学校について、学校運営協議会設置を御議決いただいたところである。

については、新規5校の学校運営協議会設置を進めるに当たり、要綱に基づき、公募委員の募集を行った。

また、小金井第一小学校、前原小学校、南中学校の委員については、任期が満了となったこと、それから、東小学校については、委員1名の追加が申請をされたということから、資料のとおり、新たに学校運営協議会委員の選定をしたところである。

なお、委員の任期についてであるが、東小学校の委員のみ、他の委員との任期をそろえる関係があつて令和6年3月31日まで、それ以外の委員については令和7年3月31日までとなっている。

大熊教育長       事務局の説明が終わった。何か質問等はあるか。

浅野教育長  
職務代理者       名簿をざっと見せていただいて、大学院の学生さんのお名前がちょっと見えたが、委員の構成の年齢的なバランスというか、分布というのは、特に、若い方というのはいらっしゃるのか。

加藤指導室長       全委員の年齢までは、私のほうでも把握をしていないところであるが、今、浅野委員からもお話があつたように、今回、大学院生という方も入っている。

また、公募の委員さんの中には、10代の方、19歳の方とか20代の方も入っていらっしゃるといったようなことで、比較的幅広い年齢の方が委員として関わってきていただいているというのが、現在の状況かと捉えている。

浅野教育長  
職務代理者       とてもいいことだと思うので、そういう若い方々の声が、委員会の中できちんと受け止められるような運営であつてほしいなと願う。

小山田委員       あと、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを運営していく上で、地域学校協働活動との連携というところで、委員に学校支援本部のコーディネーターさんが入っていることが望ましいと思うが、一応、入っていらっしゃる学校もあるようなのだが、全校では

ないようで、その辺りは何か特にあるかということと、あと、昨年度お伺いして、コーディネーターさんの委嘱された一覧を次回、御提出いただけたらと思うが、その辺りのことで御意見をいただけたらと思う。

加藤指導室長 地域コーディネーターの方については、ここの資料の中に、そういった記載で書かれていない、別の肩書で書かれている方もいらっしゃるという状況で、新規設置の5校については現在、調整中であると聞いているが、既に設置をしている9校については、1名以上は全校に地域コーディネーターの方がいる状況だと確認をしている。

今、御議決いただいた次年度新規の5校についても、1名ずつは入るような方向で調整をしていると聞いているので、また決まったところで一覧等も、私からではないかもしれないが、お示しができればと思っている。

小山田委員 了解した。お願いします。

大熊教育長 コミュニティ・スクールを運営していくためには、両方の組織が両輪となることが大事で、その誰かがかけ橋にならないと、運営はうまくいかないと思うので、今の視点も大事にして、各学校に伝えていきたいと思うが、その辺、いかがだろうか。大丈夫そうか。

加藤指導室長 はい。

小山田委員 よろしくお願いします。

大熊教育長 3年かかったが、ようやくここまで来て、感慨深い。小金井市の学校は全てコミュニティ・スクールになり、地域と一体となって学校運営を進めていただけたということは、本当にうれしいことだと思う。各学校の校長先生にもお話ししているが、今、コミュニティ・スクールは、地域に応援されて学校を運営するだけではなくて、いわゆる情報過多の社会の中で、どういうふうに子育てをしていったらいいのか、地域でどう関わっていったらいいのか、地域での子供の関わり方はどうあるべきなのか、そういうことを発信できる力も、

コミュニティ・スクールは必要だと思う。

そういう意味でも、さらなる充実を図ってまいりたいと思うので、委員におかれても、御協力方、よろしくお願ひしたいと思う。

よろしいだろうか。

それでは、お諮りする。議案第18号、小金井市学校運営協議会委員の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第14、議案第19号、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いする。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会において、委員が令和5年3月31日をもって任期満了となることから、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 お願いする。

加藤指導室長 では、細部について御説明する。

本議案は、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則に基づいて、学識経験を有する者、弁護士、心理に関する専門的な知識を有する者、福祉に関する専門的な知識を有する者等、5名の委員を委嘱するものである。

委員の任期は2年間で、年間2回の定例会開催を基本とし、重大事態発生時には、臨時に開催することも想定している。

今年度までの定例会においては、主に、いじめに関する児童・生徒アンケート、こちらの項目の中身といったところや、小金井市いじめ防止基本方針の改定について、委員の皆様には御協議をさせていただいたところである。

大熊教育長 全ての方が再任を御了承いただきました。これまでも、アンケートの在り方等々いろいろ御意見をいただいている方々なので、この方々がまた、いじめのことについて考えていただくことは、大変有意義なことだと思っている。

何か御意見はあるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第19号、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第15、議案第20号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、全ての市立小学校及び中学校に学校運営協議会が設置されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

加藤指導室長 それでは、細部について御説明する。

先ほど、令和5年度市立小・中学校学校運営協議会の設置について御議決いただいたことにより、市立小・中学校全校に学校運営協議会が設置されることとなった。

このことに伴い、学校運営連絡会を置く学校がなくなることから、小金井市立学校の管理運営に関する規則について、第12条の5の記載を削除する一部改正を実施するものである。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問、御意見はないか。

これはいいか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第20号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することに御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第16、議案第21号、小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

梅原生涯 提案理由について御説明する。

学習部長 本件については、小金井市スポーツ推進審議会委員より辞職願が提出されたことに伴い、解嘱手続を行う必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

中島スポーツ それでは、細部について御説明する。

振興担当課長 議案第21号は、令和4年2月8日開催の第2回教育委員会定例会において御議決いただき、委嘱した小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱を行うもので、被解嘱者は、公募による市民枠の佐藤里咲になる。

解嘱日は令和5年4月2日で、辞職願理由は一身上の都合になる。御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問、御意見はあるか。

一身上の理由ということなので、仕方がないと思う。よろしいか。以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第21号、小金井市スポーツ推進審議会委員の解嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第17、議案第22号、第2次小金井市スポーツ推進計画についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いする。

梅原生涯 提案理由について御説明する。

学習部長 本件については、スポーツ基本法第10条に基づき、第2次小金井市スポーツ推進計画を策定する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

中島スポーツ それでは、細部について御説明する。

振興担当課長 議案第22号の資料は、まず、議案別紙として、第2次小金井市スポーツ推進計画(案)となる。また、計画(案)の後ろに資料1として、第2次小金井市スポーツ推進計画(案)に対する意見及び検討結果について、さらにその後ろ、資料2、パブリックコメント実施前後の第2次スポーツ推進計画(案)新旧対照表になる。

まずは、資料1の意見及び検討結果を御覧いただきたい。

1枚目は概要になる。

パブリックコメントの実施期間は令和4年12月15日木曜日から令和5年1月16日月曜日までで、いただいた御意見の件数は、6人の方から計30件あった。

いただいた御意見に対する検討結果(案)を令和5年2月28日開催のスポーツ推進審議会に御報告し、御意見を伺い、最終的に取りまとめたものが、次ページ以降の意見及び検討結果の一覧となっている。

この結果を踏まえて作成した案が、議案別紙の第2次小金井市スポーツ推進計画(案)になる。

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間、基本理念として、「豊かな生涯を運動・スポーツとともに」を掲げている。

教育委員の皆様には、パブリックコメントを実施する段階で一度、(案)を御覧いただいているので、細かな内容については省略させていただきます。

また、変更詳細については、新旧対照表等の資料を御覧いただきたい。

説明は以上となる。御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問、御意見はあるか。

小山田委員 1点、質問なのだが、これから、学校の部活動の地域移管というお話があるかと思うが、それについて、この計画の中で、項目としては何も触れていないと思うが、それについては何か理由というか、今後どのような方向とか、何かあるのか。

中島スポーツ 計画案の36ページを御覧いただきたい。

振興担当課長 基本方針1の誰もが親しめる運動・スポーツ活動の推進の中の1-1、子どもの運動・スポーツ活動の推進の中に、中学校運動部活動の地域移行への対応ということで、計画書内にも掲げているので、子供の生涯スポーツという観点から、我々のほうは取り組んでいきたいと考えている。

小山田委員 理解した。生涯スポーツということで、触れていただいているということで、了解した。

浅野教育長 事前にいただいた推進計画については、これはこれで、私も賛成するところである。

職務代理者 その上で、言葉遣いについて教えていただきたいのだが、実施体制、計画の推進に当たっての推進体制で、ページで言うと53ページになるが、前にも同じような質問をしたことがあるかもしれないので恐縮なのだが、スポーツ推進委員という役割があつて、それが教育委員会とはまた別のところになるのか。

スポーツ推進委員は教育委員会が委嘱しているはずである。スポーツ推進委員は、先程、スポーツ推進審議会の委員も人事があつたが、審議会とは全く違うものとして、スポーツ推進委員があると思

う。

委員会があるかという、そういう委員会があるわけではない。スポーツ推進委員はいるが、スポーツ推進委員会があるわけではないということになっていると思う。

なので、さっと見たときに、少し分かりづらいなと思ったので、教育委員会とスポーツ推進委員が、実施体制の上で別の主体になっているということの意味というか、なぜ別になっているのかなということをお簡単に教えていただけるとありがたい。

中島スポーツ  
振興担当課長      スポーツ推進委員は、たしか法律上で設置するような形で、役職があったと思う。浅野委員の御説明にあるとおり、スポーツ推進委員も教育委員会が委嘱している。

委員会としては立ち上げていないが、委員の皆さんにお集まりいただいて、スポーツ推進委員協議会というような形で、毎月、お集まりいただいて、今月はどのような活動をしようかというような話合いのうえ、決めている。

その中で、我々教育委員会の事務局としても、話し合いには参加をさせていただいて、いろいろ御助言なり、情報提供なりをさせていただいた上でやっている、例えば土曜スポーツクラブなどの事業についても、スポーツ推進委員協議会の方々にお願いして、様々なスポーツの振興に努めていただいている。

地域のスポーツ振興を広く担っていただいております、学校にも直接活動に赴くなど、いろいろなところで活躍していただいている。そういった活動は、スポーツ推進委員協議会自体で活動内容を決めている面があり、それぞれスキルアップなどの研修なども各自行っていただいている。そのような独自性が高い組織となっているため、別建てで整理をしている。

浅野教育長  
職務代理者      教育委員会が委嘱しているが、活動内容としては大分自立性が高いので、図の上では別に書いているという感じだろうか。

中島スポーツ  
振興担当課長      そうである。

浅野教育長      分かった。ありがとう。



職務代理者

大熊教育長            そういう意味では、小金井市のスポーツを振興する団体としては、体育協会、黄金井倶楽部、それから、スポーツ推進委員という方々の3団体があるということである。

                          スポーツ推進委員の方々には、総合体育館で土曜スポーツをやっていたり、この間は小金井市ボッチャ大会を主催されていた。中には複数の組織に所属している方もいたかと思うが。

中島スポーツ            そうである。  
振興担当課長

大熊教育長            そのような形で、多面で進めていただいている。  
                          スポーツ推進審議会委員の方々は、このようなことや今後のスポーツの振興について、いろいろ議論をして考えてもらう審議会という形でよいか。

中島スポーツ            そうである。  
振興担当課長

浅野教育長            スポーツ推進審議会は、この図で言うと、教育委員会の中に含まれるという解釈になるわけか。当計画自体は、スポーツ推進審議会がつくっている。

大熊教育長            当計画をつくってもらっており、教育委員会の中というか、教育委員会を直接サポートしてもらっている。

中島スポーツ            スポーツ振興審議会に関しては、教育委員会が諮問したことに対して、答申をいただくような形で物事を考えていただいたり、こういった計画をつくっていただいたり、そういったことを担っていただいているというような形に、全体を俯瞰して見ていただいているような形になっている。

浅野教育長            ありがとう。  
職務代理者

大熊教育長            よろしいか。私のほうから、感想と言うのはおかしいが、6名の方から30項目の意見をいただいたことの答えのところを見ていただきたい。一つ一つ丁寧に答えていただいたかなと、手前みそだが、感じており、決して前と同じみたいな形の意見がなくて、一つ一つしっかり答えていただいた。

それから大きく、意見をいただいて変更した点もあって、その辺も、地域の方の意見を踏まえて、この計画はできているということになるのではないかなと考えている。担当課長として、御意見を反映したところ、何か御意見があったらどうぞ。

中島スポーツ  
振興担当課長        パブリックコメントの内訳で申すと、スポーツ行政等への御要望であったり、御質問や御感想といったものが大体半分ぐらいあった。

その辺は、御要望や御質問、感想なので、正確に反映するというのはなかなか難しかったが、残りの半分のうち6割以上の御意見を、計画に反映できるものに関しては今回、反映をさせていただいた。できる限り、いただいた御意見に関して、計画書なり、何かしら反映させていくよう、計画に入れさせていただいた。

その主なものは、言い回しとして気になるような部分もパブリックコメントでいただいているので、そういったところの言い回しの修正であったり、表記の見直しというものもあった。

一番大きなところで言うと、基本方針3の令和12年度の評価指標が維持というような形になっていたところを、スポーツ施設を利用される方に関して、60万人から維持を続けるのではなくて、さらにその上を目指してもらいたいというような趣旨の意見をいただいていたので、「維持向上」というような名前に変えているところがある。

あわせて、事務局で軽微な修正も行った。法律用語の漢字を統一しなければいけないようなところに関しては、事務局で軽微な修正を行っている。

パブリックコメントによる修正は以上となる。

大熊教育長            よろしいか。

丁寧に仕事をしていただいたと認識をしているが、スポーツ推進審議会委員の皆さんにも改めてお礼を申し上げたいと思う。この場

を借りて、お礼を申し上げます。

以上でよろしいか。

よろしければ、以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第22号、第2次小金井市スポーツ推進計画については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第18、議案第23号、小金井市公民館運営審議会委員の解嘱についてを議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

梅原生涯 提案理由について御説明する。

学習部長 本件については、小金井市公民館運営審議会委員から辞任届が提出され、令和5年3月28日をもって解嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当館長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 お願いします。

鈴木公民館長 それでは、議案第23号、小金井市公民館運営審議会委員の解嘱について御説明する。

小金井市公民館条例第16条で規定する公民館運営審議会委員で、今期、第36期になるが、副委員長を務めていただいている新井浩子先生から、令和5年3月10日付けで辞任届が提出された。

解嘱日は、本日の御議決により、令和5年3月28日となる。

同委員は、公民館条例第17条に規定する委員の委嘱基準のうち、学識経験のある者である。

解嘱に伴う欠員補充は、残任期間が本年9月までと短いところだが、担当において検討したいと考えている。

説明については以上である。よろしく御審議の上、御議決賜るようお願いする。

大熊教育長 何か質問、御意見はあるか。

佐島委員 確認だが、議案書に書いてある議題が、審議会委員の辞任についてと書いてあるが、これは、解嘱についてで間違いはないか。

鈴木公民館長 本文にあるように、表題についても解嘱とすべきところを、見落としていた。申し訳ない。

大熊教育長 解嘱ということである。訂正したいと思うので、よろしく願う。

これも、本人の意向ということなので、よろしいだろうか。

それでは、以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第23号、小金井市公民館運営審議会委員の解嘱については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第19、報告事項を議題とする。

順次担当から説明願う。

初めに、報告事項1、令和4年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰についてを報告願う。

西尾指導主事 令和4年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について報告する。

児童・生徒表彰は、他の模範となる成績または行為のあった児童・生徒を表彰し、健全育成に役立てるとともに、学校教育の一層の充実、向上に資することを目的にしている。

資料を御覧いただきたい。

市内各小・中学校の校長より推薦され、審査会を経て、今年度の児童・生徒表彰には、15の個人及び団体の表彰が決定した。

表彰式は、2月10日金曜日に小金井市役所第二庁舎801会議室にて開催し、教育長より、対象の児童・生徒に賞状と記念品を手渡した。

報告は以上である。

大熊教育長 本当に、一人一人に賞状を渡したが、皆さんこれからの時代を担う力のある生徒さん、児童の皆さんだったなと思っている。

穂坂委員 一つ確認だが、緑小学校4年生の石井さんの種目は何か。  
第17回関東小学生選手権大会・東京都予選会、4年生以下男子シングルスと書いてあるが。

西尾指導主事 バドミントンである。

大熊教育長 スポーツだけではなくて、作文コンクールで文部科学大臣賞を取った方がいたり、多岐にわたっている。それから、草加ー日本国際ハーブコンクール2022アドバンス部門で優勝した児童に聞いてみたら、18歳以下の部門であった。中学生なのに、18歳以下で優勝しているすごい。

以上で、報告事項1を終了する。

次に、報告事項2、令和4年度働き方改革のまとめ及び令和5年度働き方改革の計画についてを報告伺う。

加藤指導室長 それでは、令和4年度働き方改革のまとめ及び令和5年度働き方改革の計画について、御報告する。

報告事項2の資料を御覧いただきたい。

前回の教育委員会定例会で御報告した、令和4年度働き方改革キャンペーンの結果を基に、本年2月に、校長、副校長、主幹教諭等をメンバーとする、働き方改革検討委員会を実施した。

今年度は、資料の項番2の(1)から(5)に記載した取組を柱として進めてきたところであるが、同委員会では、今年度の時間外在校時間削減に向けた各校の取組として、ペーパーレス化の推進、情報共有におけるICT端末の利用、スクール・サポート・スタッフの積極的な活用の推進などが、効果があったこととして上げられていた。

また、副校長補佐の全校配置についても大きな成果であったことが、意見として出されたところであった。

次に、令和5年度の計画についてであるが、こちらについても意

見交換を行ったが、ここでは項番の1、目標について、様々な意見が出された。

本来目指すべき45時間未満、時間外在校時間についてであるが、45時間未満を取り上げるべきという意見や、現段階で45時間未満を目標として取り上げるのはハードルがやや高過ぎるといったような意見、実に様々あった。

協議した結果としては、目標の変更は行わなかったが、補足の文章に、教員一人一人が45時間未満を意識して日々の業務に取り組みよう啓発することを盛り込んだ次第である。

大熊教育長        まだしっかりとできていないところもあるが、何かご意見はあるか。

佐島委員         様々な取組を進めていただき、特に副校長補佐の全校配置など、進めていただいたのは大変ありがたいと思う。

実質的に働き方改革を進めるために、方策4にある、教員業務の見直しと業務改善の推進というところで、スクール・サポート・スタッフの有効活用のみならず、校務の進め方、いろいろな情報の共有であるとか、そういう部分をさらに進めていただきたいというのは、一つお願いである。

もう1点、確認をさせていただきたいことがあるのだが、残業時間が80時間以上になった者については、疲労の蓄積があって、本人から面接指導の申出があった場合には、産業医面接をすることかということが法的にも定められているのではないかなと思っているところなのだが、小金井市の教員がそういう状況になった場合に、産業医面談とかを受けられるようになっているのか、また、そのような事例があるのかどうかというのを教えていただきたい。

加藤指導室長     まず、校務の進め方の改善については、今お伝えしたようなICTが一つのキーポイントにもなるかと思っている。

先ほど御説明したように、ペーパーレス化というところで進んできた部分はあるが、例えば学校でつくられる様々な計画、そういったものを同時編集で手を加えていく、いわゆるクラウド化といったようなものが、校長会でも教育長から各校長への指導を通して、伝えてきている。

そういったところが進んでいくことで校務の効率化ということが、非常に図ることができるという可能性は感じているので、後押ししてまいりたいと思っている。

それから、産業医の面接の件であるが、今、手元に資料がなくて、しっかりした確認が取れなくて、うろ覚えになってしまって申し訳ないが、100時間以上の方が対象になるのかなと思うが、事業所の人数は関係があったように記憶をしている。

佐島委員 確認をしていただければいいと思うが、たしか2019年に、100時間という基準が80時間が変わってきた部分もあったのかと、私も正確ではないので、確認していただいてと思うが。

加藤指導室長 はい。現在のところでは、産業医の面談を受けたという事案は、私どもでは把握はしていないというのが御回答になるかと思っている。

佐島委員 いずれにしても、80時間以上というのは、この間も申し上げたように、20日間あるとすれば、1日4時間というような形の残業が続いているというのは、やはり心身の健康の維持のためには好ましいことではないと思えるので、そういう部分で、教員が心身の健康を損なうことがないように、きちんと把握、そしてサポートができるようにしていただきたいなと思っている。

大熊教育長 校長会において、コロナ禍で様々な行事等が縮小されていたということがある。

コロナが改善して、それを全て戻すのではなくて、よく精査して取り組むようにと、断捨離をしても構わないということを行った。

その際に、学校だけの判断で断捨離をどんどんやっていくと、今まであれをやってくれたのに、何でやってくれないのがという話になってしまうと思う。やはり、先ほど出ていたコミュニティ・スクール等を通して協議を重ねて、今、子供にとって何が必要なのかというのをしっかり考えていけるように、そういうことが大事かなと思っている。

そうでないと、これまでの保護者の方々は、今までと同じようなことを期待してしまうということがあるわけなのだが、この辺につ

いてもしっかりと精査をしていくということをお願いしておいた。

少しは成果が上がるといいのだが、なかなか上がらないところは、本当に大きな教育問題の一つであると考えているところである。

浅野教育長  
職務代理者

2つあるが、1つは、今回の御報告を拝見して、副校長先生方の負担が随分減ったなという印象を受けた。

28.6%から7.1%へ、80時間以上の方が減っていらっしやるということで、その前の年も見てみると、21.4%だったと思うので、かなり劇的に減少したと思う。

1つは、コロナ関係の様々な仕事が減ったということもあると思うが、それを差し引いても、やはり14校に副校長補佐を配備した、その結果と見てよろしいだろうかというのが1つ目の、これは質問になる。

2つ目は、質問ではなくて感想のようなものだが、ここ数年、随分頑張ってきて、大分減らせるところは減らしてきたかなという印象がある。

そうすると、ここからは単に時間を見るだけではなくて、何に具体的に時間を取られているのかを見た上で手を考えないと、ここから先は、減らしていくのはなかなか難しいのではないかなと思う。

文科省はこの数年ずっと、いわゆる書類仕事、ペーパーワークは随分減ったはずだと言っていて、それは多分そうだと思う。そうすると、それ以外の何が労働時間を、言わば増やしているのかということについて、正面から把握しなければいけないんだろうなと思った。二つ目は感想のようなものである。

加藤指導室長

副校長の負担の御質問をいただいた。

副校長補佐については、私も全校を、会計年度の方のヒアリングに回ったところであった。その際、副校長補佐の方のお話をすると、どこの学校に行っても、非常に助かっているというお話は聞かれるところであって、今やこの方々なしではなかなか厳しいと、聞かれる状況である。

様々な経験を積まれてきている方が着任しているところもあるので、今後の課題としては、どういう職務について分掌をしていくかという部分について、副校長が、本来の果たすべき人材育成とかそういった業務に力が注げるように、どう分掌を副校長補佐と分け



ていくかということが、課題になってくるといふか、ポイントになってくると考えているところである。

浅野教育長  
職務代理者

ありがとう。

小山田委員

先ほど教育長の御発言にもあったが、来年度からコミュニティ・スクールに全校がなるということで、ぜひ議題の一つに、こちらの学校における先生方の働き方改革の議題を上げていただいて、一度、協議会でも協議していただけたらいいのかなと思った。

スクール・サポート・スタッフの有効活用とあるが、その中で、地域で先生方をお手伝いすることができないか考えて、委員会のほうで、提案をいただくことも一つ、業務の改善の推進としてはあるのかなと思ったので、ぜひコミュニティ・スクールで協議していただくのがよいのかなといった意見である。

加藤指導室長

御意見ありがとう。

コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会の委員さんを中心に、いわゆる熟議のテーマの一つになることは、大変有意義なものかと思っている。

まずは、私もそうだったが、委員の方々に教員の実態、いろいろな話はマスコミ等の情報から伝わる場所であるが、各校の先生方の本当に日頃の実態を知っていただくことが、第一歩目になるかと思う。これまでなかなかコロナ禍で、委員さんたちは、日常的に学校の中に足を踏み入れてもらうことが難しかった面があるが、これからまた、そういったところが可能になってくるかと思うので、ぜひ教員の方々と交流をしていただいて、実態を把握して、議論を進めていただければと考えている。

大熊教育長

先ほど佐島委員からもお話があったように、80時間を超えるということは、よく考えると、毎日9時以降に学校を出るといふことから、それで体に不調がないのか、本当に心配になる。

その点では、このことに関しては一つ大きな問題として、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

以上で、報告事項2を終了する。よろしいか。

それでは、次に報告事項3、小金井市緑センターサウンディング型市場調査の結果についてを報告願う。お願いする。

内田図書館長 小金井市緑センターサウンディング型市場調査の結果について、御報告申し上げます。

小金井市行財政改革2025に基づく、図書館緑分室及び公民館緑分館の委託化に伴い、2月3日、6日、7日にサウンディング型市場調査を実施し、4者の御参加があった旨を、2月14日の前回教育委員会において報告をさせていただいている。

事業者からいただいた主な御意見について、実施報告を兼ねて報告をさせていただきたいと思っている。

まず、緑センター施設整備に関して、委託開始前までに、老朽化した施設の不備、故障等について修繕をしてほしい。施設内の不用品を処分してほしい。図書館緑分室の書架等の見直しを行い、スペースの確保をお願いしたい。

また、運営に関して、既存事業は委託後も継続は可能である。駐車場がないため、大規模な集客は難しい。

図書館について、就労者の司書資格の保有率は、資格を所持し能力のある人材を確保するには50%程度が妥当である。

また、契約に関して、人件費など委託費が定額の複数年契約では、人件費の昇給が反映できず、受託する状況として厳しいため、5年間などの複数年契約の中で、人件費の昇給等をきちんと反映した委託費としてほしい。

こういった御意見をいただいた。

そのほかにも、各者からいただいた御意見は、お手元にお配りしている資料のとおりである。こちらは既にホームページでも掲載させていただいている。

なお、いただいた御意見については、今後、事業内容及び事業者募集に係る条件検討の参考とさせていただく。

大熊教育長 今、緑分館の図書館、公民館の民間委託に関して、着々と進んでいるところである。

私たちの小金井市職員は、細かい計画を立てることだけじゃなくて、どのような計画を立てたらいいかという方向性をしっかり見極めながら、委託した館にしっかりとその辺を下ろしていくという、

より創造的な事業というところに仕事をシフトしていくことが重要だろうと考えているところである。

そのためにも、委託を進めて民間の力を生かしつつも、しっかりとした方向性は、職員がかじを取るということだけはしていきたい、そのように思っているのも、その辺も見極めていきたいと思うので、どうかよろしく願います。

よろしいか。何かあるか。

以上で、報告事項3を終了する。

報告事項4、その他である。

学校教育部から報告があれば、発言願う。

大津学校  
教育部長

指導室から1件ある。よろしく願います。

大熊教育長

願います。

加藤指導室長

それでは、小金井市立学校の在籍児童・生徒における新型コロナウイルス感染症の感染状況と、それから、今後の学校運営に関する方針について、御報告をさせていただく。

資料は特にない。

12月後半に多くの感染報告があった新型コロナウイルス感染症については、1月に入り、感染報告数が大幅に減少し、現在では、1週間に数人程度の報告があるのみという状況になっている。

一般的には、3月13日から、マスクの着用について緩和が実施をされたところであるが、小・中学校においては、マスク着用の緩和は4月1日からとなっている。

そのことに伴い、今般、東京都の学校運営に関するガイドラインが変更されたので、現在、市のガイドラインの改訂作業を進めているところである。

5月には新型コロナウイルス感染症の分類が変更になるとのことで、ガイドライン自体の扱いが変わる可能性も考えられるが、国や東京都の動向を踏まえつつ、学校と協議をしながら対応をしてまいりたいと思う。

大熊教育長

よろしいか。大分落ち着いてきた。これも小金井市医師会のおか

げと感謝申し上げます。

穂坂委員 確かに落ち着いているが、ちょっと頭をもたげているような雰囲気もあるので、継続的な対策は必要かと思う。

マスクに関しては、今回、新しく文科省のほうからも出ているようなので、よろしく願います。

大熊教育長 やはりそうであるか。下げ止まりという感じであるか。

穂坂委員 そうである。

大熊教育長 すごく少なくなったかなと思うと、また感染者が増えている。

穂坂委員 先週末からぼつりぼつり、医師会会員の先生方の報告が出ていて、ある施設では3人一度に出たとか、実を言うと、うちも、1週間なかったが、今日1人、コロナの患者がいた。

大熊教育長 心を引き締めていきたいと思う。

マスクのことについて、いろいろ御意見はあるが、子供がマスクを外せないという状況を、強制することだけはしていきたくないなと思っている。

その辺のところを、マスクを外せというのを強制すると、自分が外したくない気持ちを全部、抑え込んでしまうということになりかねないので、その子の意思を尊重していきたいと今のところは考えているところである。

その辺、どうであるか。

穂坂委員 例えば、一緒に同居している御高齢のおじいちゃん、おばあちゃんを亡くしたお子さんたちは、怖さも実感しているわけで、そういう方が、全員とは言わないが、どうしても外せないという事例もあるようである。

外さないからといって、いじめの対象になっては困る。

大熊教育長 その辺のところを丁寧に進めていきたいと思うので、その辺、確認はよろしいか。

今後もそういう形で、医師会と連携を取りながら、また考えていきたいと思うので、どうかよろしく願います。

次に、生涯学習部から報告事項があれば、発言願う。

梅原生涯  
学習部長

生涯学習課から1件、御報告させていただく。

大熊教育長

願います。

関生涯学習課長 それでは、三楽公園における遺跡発掘現場の公開及び環境イベントの実施について、口頭で報告させていただく。

三楽公園では、公園の機能向上を図ることを目的とした整備工事を現在、環境政策課のほうで進めているが、当該地は埋蔵文化財包蔵地、貫井遺跡であることから、埋蔵文化財発掘調査も実施したところである。

発掘調査が進行する中で、調査の成果が一定得られたことから、小金井第四小学校児童を対象とした遺跡の見学会並びに三楽公園周辺の自然環境のことを知っていただく催しを実施した。

第四小学校の児童を対象とした遺跡現場の見学会は、3月17日金曜日の午後2時半から4時半の放課後の時間帯に実施し、保護者の方なども含めて106人が来ていただき、さわらび学童の児童も、学童保育指導員の引率の下、見学会に参加いただいた。

また、3月21日、祝日の午前10時から午後3時の時間帯に、三楽公園を所管している環境部環境政策課と合同でイベントを実施した。

内容は、三楽公園内の貫井遺跡発掘現場の一般公開及び縄文土器に直接触れるコーナーを設け、あわせて、三楽公園並びに周辺環境の三楽の森公共緑地、滄浪泉園緑地、環境楽習館でのスタンプラリー形式の謎解きを行いながら自然環境に触れてもらうイベントであり、当日は、親子連れなど合計119人の方にお越しいただいた。

このたびの環境部門との合同イベントについては、三楽公園整備に伴う貫井遺跡発掘現場の公開を機会に、三楽公園及び周辺環境を含めて市の魅力を発信し、自然環境、郷土の歴史への市民の関心、理解を深めることを目的としたものであり、埋蔵文化財発掘調査委託事業者である国際文化財株式会社様の御協力をいただき、実施し

たものである。

このような他部署との合同イベントは、過去にあまり例はなかったと思っており、今後についても、市の魅力発信のための連携を行っていきたいと考えている。

大熊教育長 僕も参加させていただいたが、環境政策課と生涯学習課が並んでブースを構えて、多くの人たちに遺跡の見学をしていただいた。こういうものもまた広まるといいかなと思う。

以上で、報告事項4を終了させていただく。よろしいか。

次に、報告事項5、今後の日程について、事務局より報告願う。

小平庶務係長 それでは、教育委員会の今後の日程について御報告する。

本定例会終了後、総合教育会議が開催される。

続いて、退職校長・副校長の市長への挨拶が、3月31日金曜日午後2時15分から、庁議室で執り行われる。

続いて、新補・転補校長辞令伝達式及び市長への挨拶が、4月3日月曜日、午後3時15分から庁議室で執り行われる。

続いて、小学校入学式が4月6日木曜日の午前中に、中学校入学式が4月7日金曜日午前中に、各小・中学校で執り行われる。

続いて、令和5年第4回教育委員会定例会が、4月11日火曜日、午後1時30分から第二庁舎801会議室で開催する。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会第1回常任理事会が、4月28日金曜日、午後10時から東京自治会館で開催される。

続いて、東京都教育施策連絡協議会が、4月下旬から5月末にかけてオンデマンド発信される。

続いて、令和5年第5回教育委員会定例会が5月8日月曜日、午後1時30分から第二庁舎801会議室で開催される。

なお、前回の定例会資料から開催日が変更となっているので、御留意いただきたい。

続いて、令和5年第6回教育委員会定例会が、5月23日火曜日、午後1時30分から第二庁舎801会議室で開催する。

続いて、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（埼玉大会）が5月26日金曜日、午後1時から埼玉県加須市で開催される。

それぞれ御出席のほど、よろしく願います。

予定を変更する場合は、市民の皆様へはホームページ等で御案内  
させていただく。

今後の日程は以上となる。

大熊教育長 教育委員会定例会の日程変更は、私が、教育長会議がそこに入っ  
てしまって、立川市で大々的な会議が行われることになって、そこ  
に出席するために日程の変更ということをお願いする。

よろしいか。以上で、報告事項4を終了する。

次に、報告事項6、令和5年度小金井市立校長・副校長の人事異  
動についてを議題とするところだが、本案は人事に関する事件で、  
小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に関する、規定する事  
件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、  
御異議はないだろうか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため休憩する。

傍聴人の方におかれては、席を外していただくことになるので、  
よろしく願います。

休憩 午後3時 2分

再開 午後3時15分

大熊教育長 再開する。

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって令和5年第3  
回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時15分